

地域振興部長 説明要旨

地域振興部長の 赤坂 でございます。

委員の皆様方には、平素より半島振興の取組に関しまして、格段の御指導、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域振興部は、人口減少や高齢化など地域を取り巻く状況が大きく変化する中、地域振興に係る業務を集約し、地域課題の解決に向けた取組を推進しております。

地域の皆様のご意見をしっかりと吸い上げ、地域振興を最前線で担う市町村を支援しながら、地域活性化に尽力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

半島振興の施策につきましては、昭和60年に半島振興法が10年間の時限法として制定されて以来、国の支援施策の拡充や法の延長を求め、国会議員や省庁に対し、要望活動を実施してきたところです。これまで、予算措置、税制措置及び地方財政措置も段階的に充実され、半島地域における交通基盤や生活環境の整備等に一定の成果が現れてきております。

しかしながら、半島地域は他の地域と比べ、とりわけ人口の減少

や少子・高齢化が進行し、交通・情報通信等の産業基盤や社会基盤の整備等の面で、依然として多くの課題を抱えています。

また、令和6年能登半島地震でも明らかとなっており、半島地域は三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、その地理的要因から自然災害により孤立する地域が存在するなど、災害に対しても脆弱です。

こうした教訓から、前年度末に法期限を迎えた4度目の法延長に際しては、10年間の延長のみならず、「半島防災」という新たな視点に立った国土強靱化対策を強力に進めるとともに、必要な予算・財源を確保することを強く要望してきた結果、法目的への「半島防災」の追加、さらには基本理念にも「半島防災・国土強靱化」の観点が提示されました。

また、国が半島地域のさらなる振興に向けて、半島振興基本方針を初めて策定したことを受け、12月に国に最終案を提出することを目途に、三重県・奈良県と当県の三県が連携して、前年度末に有効期限を迎えた「紀伊地域半島振興計画」の見直し作業を現在進めているところです。

なお、今年度におきましても、6月に国会議員や省庁に対する要望活動を行い、10月29日には、関係自治体や団体等と連携し、東京都内で「半島振興対策促進大会」を開催する予定です。

私からの説明は以上でございます。